

同性婚を否定する州憲法の合憲性

中 曾 久 雄

同性婚を否定する州憲法の合憲性

中 曾 久 雄

1 はじめに

United States v. Windsor¹⁾において²⁾、連邦法レベルで婚姻を異性間に限定する DOMA が違憲とされて以来、下級審のレベルにおいて、婚姻を異性婚と定義する州法が次々と違憲とされている³⁾。その意味で、Windsor 判決は同性婚の問題に対して大きなインパクトを及ぼしている⁴⁾。Windsor 判決後、伝統的な婚姻（男女間の婚姻）の定義を行う州法を合憲としたのが DeBoer v. Snyder（以下、本判決）である⁵⁾。本判決の理由付けについて賛否は存在するものの、伝統的な婚姻の定義を行う州法が違憲であることが有力な中において、伝統的な婚姻の定義を合憲とする本判決の持つ意味は小さくない。本稿では、本判決を通じて同性婚の憲法上の問題を検討する。

1) 570 U. S. _____ (2013).

2) DOMA については、中曾久雄「Defense of Marriage Act の合憲性」愛媛法学会雑誌第 40 巻第 1・2 合併号（2014 年）。

3) Bostic v. Schaefer, 760 F. 3d 352 (4th Cir. 2014) ; Baskin v. Bogan, 766 F. 3d 648 (7th Cir. 2014) ; Latta v. Otter, No. 14-35420, 2014 WL 4977682 (9th Cir. Oct. 7, 2014) ; Bishop v. Smith, 760 F. 3d 1070 (10th Cir. 2014) ; Kitchen v. Herbert, 755 F. 3d 1193 (10th Cir. 2014).

4) Linda McClain, *From Romer v. Evans to United States v. Windsor: Law as a Vehicle for Moral Disapproval in Amendment 2 and the Defense of Marriage Act*, 20 DUKE JOURNAL OF GENDER LAW & POLICY 351, 476-77 (2013).

5) 772 F. 3d 388 (6th Cir. 2014).

2 DeBoer v. Snyder の概要

2-1 事案

原告は Michigan 州に住む同性（女性）のカップルである。彼らは3人の子どもと養子縁組を希望していた。ところで、2004年に Michigan 州では州憲法を修正し Michigan Marriage Amendment を制定した。Michigan Marriage Amendment は以下のような規定である。「我々の社会および未来の子どもにとり婚姻の利益を保障し維持するために、婚姻における1人の男性と1人の女性の結合が、いかなる目的においても結婚またはそれに類似する結合として認められる唯一の合意である」。そして、Michigan Marriage Amendment を受けて、Michigan 州では養子縁組を独身者か婚姻した者に限定していた。そこで、原告は Michigan Marriage Amendment は平等保護条項、デュープロセス条項に反するとし、州法の差止めを求めて訴えを提起した。連邦地裁⁶⁾では、原告の訴えを認め、Michigan Marriage Amendment が平等保護違反であるとし、差止めを容認した。連邦地裁は婚姻を定義するのは州の権限であるとしつつも、その権限は憲法上保障された権利を尊重しなくてはならないとした。その後、本件は控訴されることになった。

なお、本件は、Tanco v. Haslam (Tennessee 州・他州で同性婚を行ったカップルが Tennessee 州の同性婚を否定する州法の差止めを求めた事案)、Bourke v. Beshear (Kentucky 州・他州で同性婚を行ったカップルが Kentucky 州の同性婚を否定する州法の差止めと違憲の宣言を求めた事案)、Obergefell v. Hodges (Ohio 州・他州で同性婚を行ったカップルが Ohio 州の同性婚を否定する州法の違憲の宣言を求めた事案) が併合されている。

2-2 Jeffrey Sutton 裁判官の法廷意見

修正14条のデュープロセス条項、平等保護条項が、州に対して、婚姻に同

6) DeBoer v. Snyder, 973 F. Supp. 2d 757 (ED. Mich. 2014).

性婚を含めるように婚姻の定義を拡張するように要求しているのか。同性のカップルが州に対して婚姻許可証の発給を求めそれが拒否されたことが問題となった *Baker v. Nelson* において、州の最高裁は、デュープロセス条項、平等保護条項違反の双方の主張を退けた。州最高裁は以下のような理由づけを提示する。まず、デュープロセス条項について。男女の婚姻制度は創世記と同じくらい古いものである。デュープロセス条項は裁判所の立法により婚姻の定義を変えるためのものではない。次に、平等保護条項について。婚姻の許可を与える人を分類することは不合理あるいは不快な差別ではない。*Baker v. Nelson* は、連邦最高裁に上訴されたが、その訴えは退けられた。そして、*Loving v. Virginia* においても、この結論は変わっていない。*Baker* 判決は後の連邦最高裁の判例を拘束するものではないが、後の下級審を拘束するものである。連邦最高裁が *Baker* 判決を覆すまで、当法廷は *Baker* 判決に拘束される。2013年に、*United States v. Windsor* において、連邦最高裁は、州が容認する同性のカップルに連邦法上の社会保障を拒絶する DOMA を違憲とした。しかし、*Windsor* 判決は、本件における問題に答えを提供するものではない。*Lawrence v. Texas* および *Romer v. Evans* も *Baker* 判決と矛盾するものではない。*Lawrence* 判決では同性愛者のソドミー行為を処罰する州法を違憲としたが、それが同性愛の承認を含んでいるものではない。

2014年10月6日に、連邦最高裁は第4、7、10巡回控訴裁判所において同性婚を承認した事案に関する裁量上訴を不許可としている。この裁量上訴の不許可は同性婚の承認が不可避であることを示すものであるのか。しかし、そうではない。たとえ、アメリカの全ての州において同性婚を承認するであろうということが仮定されるとしても、そのことは当法廷に対して、同性婚の承認について裁判所を通じて行うのか、あるいは、民主主義を通じて行うのかを示すものではない。

本件において、以下の問題、修正14条の原意、合理性の審査の基準、敵意、基本的権利、疑わしい区分、発展を検討する。

修正14条の原意について。憲法を統治者と被治者の間、人民と政治リーダー

一の間の契約と考えるとすれば、憲法解釈に関する基本的規範を認識することは容易である。修正 14 条の原意は、政府に対して制限を課すことにあった。個人の権利と政府の権限に関する多くの先例は修正 14 条の原意を確認している。そして、修正 14 条の起草者は婚姻の定義を変えることを州に要求していると考えたと主張することはできない。連邦最高裁も、憲法解釈において長く受容されてきたこうした慣行 (usage) を受容している。この慣行を適用すれば、民主主義プロセスにおいて異性の婚姻のみを許容する法律がもはや維持されないと判断されない限り、異性の婚姻のみを許容する法律を維持することは許容されることになる。

合理性の審査基準について。デュープロセス条項、平等保護条項のもとで、あらゆる法律は正当な政府利益を促進するものであるか否かが問われることになる。裁判官が法律に妥当な理由があると判断する限り、法律は維持されることになる。異性の婚姻のみを許容する法律における 2 つの最低限の要求が、この審査を充足することになる。

まず、政府には婚姻の定義を行う任務がある。婚姻の定義は性に関する規制に影響を及ぼすものである。男女の自然の性関係を統制するものである。そして、こうした基本的ルールを構築することに必要性を受容すらなければ、生殖のための安定的な家族構成の構築が必要となる。我々はこうした安定的な関係を維持し構築するために政府の支援を必要としている。それは男女が自然的に結合するための自然の法則である。さらに、婚姻にはそれ以外の側面もある。愛、愛情、関わりにより特徴づけられる関係の構築である。同性のカップルもこうした関係を共有することは可能である。また、同性のカップルでも子どもを持ち、安定的な家族を構築することができる。こうした関係の質は、性的な志向ではなく、個人の選択および方針に依拠する。ただ、合理性の審査のもとでは、立法上の選択は証拠または経験的なデータに基づくものではないが、それが合理的選択であれば、違憲であるとすることはできない。

次に、州は我々の社会が同性婚を受容するという規範の変化を静観してもよいということである。州が異性の婚姻に関する法律を制定し、異性婚に対して

税で優遇したとしても不合理ではあるといえない。原告は社会的な変化を目の前にして州が伝統的な婚姻の定義を維持することは不合理であると主張する。連邦主義の基本の1つは、州に対して実験を許容することにある。Goodridge v. Dept. of Public Health では、婚姻許可状の発給の合憲性が問題となった同性婚禁止と異性婚の促進の間には合理的関連性が存在せず、また、同性婚禁止は同性愛者に対する偏見に基づくものであるとして、婚姻許可状の発給の拒否を違憲とした。Goodridge 判決後、Michigan 州の有権者は伝統的な婚姻の定義の維持を選択した。婚姻の新しい定義に接した経験の1年に直面して、結婚の伝統的な定義についての数千年の確固とした利益を維持するために、有権者が不合理に行動したということができるといえるのか。今日でさえ、婚姻の定義を変えることの影響はわからない。こうした保守的思考は修正14条を侵害するものではない。

婚姻の伝統的定義は同性のカップルが公的に婚姻することを否定する。さらに、婚姻の伝統的定義は同性のカップルから例えば夫婦で共同して所得申告するといった利益を拒否する。これらの害悪は、同性のカップルのみならず子どもにもおよぶものである。婚姻の伝統的な定義はこれらのコストを埋め合わせるものであるのか。この問題は、立法府からの応答が求められている。連邦最高裁の判例のもとでの当法廷の任務は法律が合理的根拠を有しているかどうかである。州が専門性を有する伝統的な領域での民主的な議論を尊重することは、市民が同性婚に関する議論を行い、そして、考察することを可能にする討議のプロセスを保障することになるのである。

敵意について。合理的基準のもとで、連邦最高裁は法律にバイアスが存在する場合違憲無効としてきた事案はまれである。City of Cleburne v. Cleburne Living Ctr では、特別の許可が不合理な偏見に基づいていると判示された。婚姻を定義する法律は、偏見や敵意に基づくものではない。州憲法の修正に際して影響を与えた動機を審査することは可能か。仮に議会のメンバーの動機を評価することが困難であれば、州の全ての有権者の動機を審査することは裁判所にとって負担となる。有権者は多様である。多くの要因が婚姻の伝統的定義に

賛成する人、反対する人に影響を与えている。婚姻の伝統的定義の法律が制定された背後には、子どもを教育し、仕事を創出し、国を守っている現実の人々が存在している。法律の制定に賛同した人を同性婚を憎む集団として表現することは不当である。

婚姻の基本的権利について。これまで、デュープロセス条項のもとで基本的権利として認められるならば、厳格審査が適用される。ここでの問題は、アメリカが当該権利を基本的権利として扱っているか否かである。この審査は当該権利が、アメリカの歴史や伝統に根付くかどうか、秩序づけられた自由の概念において示唆されるものかどうかを問うものである。しかし、婚姻の権利、ことに、同性婚の権利は憲法上にその根拠を求めることはできない。Loving v. Virginiaにおいては、男女の婚姻が重要なものとされたのであり、そこに同性婚は含まれていなかった。Loving 判決は異人種間の婚姻を禁止する法律を違憲としたのであり、婚姻の定義を変更するものではない。疑いもなく、多くの人、多くの州は婚姻の定義を性差に拘束されない方向で定めるように主張している。しかし、そのことがLoving 判決を覆すものではない。婚姻の権利は基本的権利であるものの、そのことと過去の婚姻に関する障害は無関係である。Reynolds v. United States では重婚を禁止する法律を合憲としたが、それは同性婚とは無関係である。また、婚姻年齢も一定ではなく、近親婚はアメリカにおいて19世紀まで禁止されていた。こうしたことも同性婚の議論とは無関係である。

政治力のない分離し切り離された少数者について。平等保護との関連において、疑わしい区分であり違憲の推定が働くかどうかは以下の要素を考慮してきた。歴史的に政府の差別の被害者となってきたかどうか、不変の性格に基づく区分か、政治的に無力の集団に基づく区分か、ということである。当法廷は、アメリカにおいて同性愛者が偏見を経験していることを否定するものではない。しかし、また、婚姻制度が差別とは独立していることも否定することはできない。伝統的な婚姻の定義は何千年前にも遡るものであり、歴史的にほとんどの社会に根付くものであった。同性愛者は、政治的に無力の集団であり、多

数者支配の政治過程から特別の保護が及ぶ集団ではない。時間が経過するにつれ、同性愛者の主張は実現している。連邦レベルでは軍において採用されていた Don't Ask, Don't Tell 政策（これは、軍隊において、自ら同性愛者であることを明かさず、性愛行為を行わず、同性のパートナーを持たないのであれば、軍隊を除隊はさせないというものである。）が撤廃され、州レベルでは同性愛者に対して市の特定優遇措置を拒絶する州法が撤廃されている。

アメリカの法システムの発展する意味 (evolving meaning) について。アメリカの法システムの中核は、古い政策について新しい思考を行う方法に応じて発展する能力を有しているということである。確かに、当法廷は、発展する道徳的政策的考慮に沿って、本件を考察することは可能である。連邦最高裁も *Lawrence v. Texas* においてそうしてきた。しかし、この原理のもとでも、婚姻を定義する州法は憲法に反するものではない。この原理は、社会の価値の発展に依拠するものであって、裁判官の価値に依拠するものではない。31 の州は伝統的な婚姻の定義が維持され、*Lawrence* 判決時には 13 の州がソドミー行為の禁止を維持していたが、それを執行することはまれであった。生きている憲法 (living constitution) の理論は、すべての世代の人が自己統治する権利を有するというを前提としている。また、それは、裁判官が過去において社会が変更した原理を主張し、これまで社会が受容していない原理を先取りすることを妨げるものでもある。アメリカにおいて、婚姻の定義が変化しつつあるものの、そこにコンセンサスは形成されていない。今のところ、アメリカの歴史において、連邦最高裁の裁判官が婚姻の伝統的定義が修正 14 条に反するという意見を記していない。また、連邦最高裁が同性婚の権利を承認しなくともそれを批判する人はいない。同様に、当法廷は、州が同性婚を承認しなくとも、それを批判するわけではない。生きた憲法を支持する裁判官は、民主的な多数者の決定の有する固有の歩調 (pacing) を受容しなければならない。こうした歩調からすれば、民主的多数者が合理的な決定をした場合に、それを違憲とすることは異常であるということになる。

外国の実践が民主的プロセスの機能不全を補強することになるが、世界の

多くの国は伝統的婚姻の定義を維持している。ヨーロッパ人権裁判所はヨーロッパ人権法が同性婚の権利を保障していないとしている（*Schalk & Kopf v. Austria*, 2010-IV Eur. Ct. H. R. 409.）。こうした外国での実践は新しい憲法上の権利を創出するわけではない。疑いもなく、憲法の視点からすれば尊厳と尊重は常に主張される事柄である。しかし、尊厳と尊重の損失は憲法に起因するものではない。それは同性愛者が生活するコミュニティから生じるものである。裁判所は連邦憲法を解釈する権限を有しているが、国民が新しい問題について思考し信じているものを変更する能力はない。裁判所だけが同性婚に関する理解をすることができるというのは危険なことである。連邦裁判所は独自に憲法の保障を拡大すべきではない。自由や憲法上の権利を拡大することでこうした問題を解決することは、裁判所に対する信頼の問題を引き起こすことになる。

憲法は他州において承認された同性婚を別の州が拒絶することを禁止するものであるか。憲法は州が自州の法律を適用する場合と他の州の法律を適用する場合について規定していない。歴史的に、自州の法と他州の主権が衝突をいかに解決するかについては、それぞれの州が決定してきた。本件において原告は、他州において承認された同性婚を拒否することが十分な信頼と信用条項を侵害すると主張しているわけではない。憲法上の原理が準拠法の選択を制限することを主張しているのである。なお、この条項は自州における正当な政策に反する他州の法律の適用を求めるわけではない。

本件において、他州で承認された同性婚を拒否することが旅行の自由を侵害するという主張があるが、憲法は旅行の自由には言及していない。旅行の自由が保障するのは、他州に移転し転出する自由、新しい定住者がその州の州民と同様に扱われる権利である。そのために、同性婚の承認の拒否が旅行の自由を侵害するものではない。

当法廷は、政治過程において変化が生じることを許容する。そこにおいて、同性愛者は、裁判における当事者としてではなく、公正な方向で新しい社会問題を解決する市民であるべきである。

2-3 Martha Craig Daughtrey 裁判官の反対意見

本件における争点は、婚姻の伝統的な定義を行う州法が修正 14 条の平等保護に反するかどうかである。しかし、法廷意見は誤った前提に立つものであった。法廷意見は、連邦主義と民主主義という無関係の議論を通じて結論を導いた。法廷意見は、同性婚の否定で原告に対して現実的な害悪が生じているにもかかわらず、原告らを社会的活動家 (social activists) としてしか見ていない。原告は改革を他の市民に対して押し付けようとしている政治的熱狂者 (political zealots) ではない。原告らは同性婚の権利の承認を要求しているのである。被告は、本件において、婚姻の定義を限定し異性婚に利益を付することは、子どもの養育に不可欠であると主張する。しかし、*Baskin v. Bogan* において、控訴裁は両親に放棄された子どもを同性のカップルが養育することで、子どもたちは精神的にも経済的にも裕福になれるとしている。そして、同性婚を承認することで、育児放棄された子どもの里親の数を増やすことになるという。*Baskin* 判決において言及された子どもの福祉の問題は、*Windsor* 判決においても見出すことができる。*DOMA* は婚姻を規制する州の権限に影響するものではなかったが、州法のもとで婚姻が有効とされた同性のカップルから連邦上の利益を奪うものであった。本件の原告は婚姻はしていないものの、同性のカップルであり、8年間生活を共にしている。

本件では州法が合理性の審査に耐えられるかが問題となった。連邦地裁は、州法が正当な利益を促進するものではないと認定する。さらに、連邦地裁は、婚姻を定義する権限は州にあるとしつつも、そのことにより憲法上の権利を無視することはできないとする。私は、この連邦地裁の判決を受容することは困難ではないと考える。正しい結果は明らかである。本件における法廷意見は、同性婚の承認に対して反対する意図を有していた。法廷意見は *Baker* 判決に依拠する。*Baker* 判決は州が同性のカップルに対しての婚姻許可証の拒否が問題となったが、*Baker* 判決が出されたのはソドミー行為の処罰が合法とされた時代であった。*Romer v. Evans*, *Lawrence v. Texas* においては、*Baker* 判決には言及されていない。仮にこれらの判決において暗黙のうちに *Baker* 判

決を覆すことが明示されなくとも、下級の裁判所は連邦最高裁による決定から自由である。次に、婚姻の定義について、法廷意見は修正 14 条が州に対して婚姻の定義の変更を要求していないという。また、法廷意見は男女の婚姻が社会において受容されているとする。多数意見が引用する婚姻に関する古典的な法律は男女の婚姻に関するものであったが、こうした状況は終了するものではない。

次に、法廷意見の採用する合理性の審査について。多数意見は本件において合理性の審査を適用して、婚姻の定義から同性のカップルを排除することは人間の生物的事実に基づき合理的であるとする。しかし、こうした議論については欠点が指摘されている。また、多数意見は 19 の州において同性婚が承認されており、それは裁判官ではなく有権者により行われたものであるとする。しかし、憲法制度のもとで、裁判官は大衆の見解あるいは投票者に関わりなく、修正 14 条のもとで権利を確定する責務を有している。また、19 の州における同性婚の承認は一般的な投票の結果ではない。

最後に敵意について。多数意見は、州法を改正するに際しての有権者に敵意はないとした。しかし、裁判所は、敵意を見出すために、個々の有権者の敵意に着目することは必要ではない。例えば、特定集団に対する不信や不快感に基づく場合、当該立法は特定集団に対するむき出しの害悪によるものであるということになる。

我々裁判官が多数者の行った誤った決定を正す責任と権限を有していないのであれば、チェックアンドバランスという憲法システムは偽り以外の何物でもない。

3 同性婚の否定をめぐる憲法上の諸問題

3-1 先例について—先例として引用されるべきなのは Baker 判決か、あるいは, Windsor 判決か

本判決の特徴は、先例として *United States v. Windsor*⁷⁾ ではなく、*Baker v.*

Nelson⁸⁾ を引用したことにある。Baker 判決は、同性婚を禁止する州憲法、州法がデュープロセス、および、平等保護条項等に違反するかどうか争われたものである。州最高裁は、同性婚を婚姻の定義から排除する州法は平等保護に反しないとした⁹⁾。その後、上訴され、連邦最高裁判所は、本件には連邦の問題が含まれていないとして、上訴を退けた。従来、下級審においては、Baker 判決を引用し（本判決では本件において Baker 判決が支配的であるとする）、連邦憲法のもとでは同性婚の権利は認められない¹⁰⁾あるいは、同性婚の問題はすでに解決している¹¹⁾あるいは、同性婚を認めないことは平等保護に反しないとしてきた¹²⁾このように、下級審レベルでは、Baker 判決を先例として引用し、同性婚を伝統的な婚姻の定義から排除することは連邦憲法に反しないと判断してきた。

この問題は、先例拘束性の問題をいかに考えるかということに関連する。先例拘束性の原理は後の裁判官を拘束し¹³⁾法の支配を促進し¹⁴⁾法の恣意的な適用を防止し、法の安定性を維持するものとして機能するとされている¹⁵⁾Baker 判決を先例として引用することについては、批判がなされている。Baker 判決に

7) No. 12-307 (U. S. June 26, 2013).

8) 409. U. S. 810 (1972).

9) 191 N. W. 2d 185 (Minn. 1971).

10) Lockyer v. City of San Francisco, 95 P. 3d 459 (Cal. 2004) ; Morrison v. Sadler, 821 N. E. 2d 15 (Ind. App. 2005) ; Andersen v. King Cnty., 138 P. 3d 963 (Wash. 2006).

11) McConnell v. United States, 188 Fed. App'x 540 (8th Cir. 2006).

12) Langan v. St. Vincent's Hosp., 802 N. Y. S. 2d 476 (App. Div. 2005).

13) Caleb Nelson, *Stare Decisis and Demonstrably Erroneous Precedents*, 87 VA. L. REV. 1, 8 (2001).

14) David A. Strauss, *Why Conservatives Shouldn't Be Originalists*, 31 HARV. J. L. & PUB. POL'Y 969, 973 (2008).

15) Lauren Stark, Note, *The Unworkable Unworkability Test*, 80 N. Y. U. L. REV. 1665, 1669 (2005). ただ、近年では、先例拘束性の原理について、裁判所だけではなく議会や行政といったアクターの関与の重要性が指摘され、そうした各アクターの動的均衡に基づき先例拘束性の原理を再定位する見解が有力に主張されている。大林啓吾「先例拘束性の再定位－憲法先例の生成と発展－」小谷順子・新井誠・山本龍彦・葛西まゆこ・大林啓吾編『現代アメリカの司法と憲法－理論的対話の試み』（尚学社、2013年）228頁以下。

先例拘束性があるかについて疑義が指摘されている。**Baker** 判決ではそもそも同性婚が憲法に反するかどうかに直接判断を示しておらず（むしろ、その判断を回避している）、先例とはなりえないとされている¹⁶⁾ 実際には、一部の下級審の判決は、同性婚を禁止する州法の合憲性の問題について、**Lawrence** 判決を引用して **Baker** 判決からの離脱をはかっている¹⁷⁾ さらに、**Windsor** 判決後は、**Windsor** 判決が先例として引用されている。もっとも、**Windsor** 判決は、直接的に憲法上同性婚が承認されるか否かについて判断したのではなく、同性婚を行う人に対して不利益を課す **DOMA** を違憲とただけである。依然として同性婚の権利に関する憲法上の位置づけ、および、同性婚を認めない州法の合憲性の問題が残されている¹⁸⁾ **Windsor** 判決の理由付けは、同性のカップルということに基づき異性のカップルに付与されている利益を同性のカップルに拒否することは許容されないことを明らかにしている¹⁹⁾ そして、下級審において、**Windsor** 判決を引用し、伝統的な婚姻から同性婚を排除する州法を違憲としたものとして、例えば、**Kitchen v. Herbert**²⁰⁾ が挙げられる。**Kitchen** 判決では、州法が婚姻の定義から同性婚を排除するという問題には、修正 14 条のもとで保障される平等保護に関する利益と婚姻を定義するという州の連邦制上の利益が衝突することになるが、修正 14 条は個人の権利が州の利益に優越すると結論づけるものであった。

このようにみると、本件において、果たして、**Baker** 判決を先例として引用し、それを合憲の決め手とすることが妥当であったか疑問のあるところである。

16) Randy Beck, *Trans temporal Separation of Powers in the Law of Precedent*, 87 NOTRE DAME L. REV. 1405, 1450-51 (2011).

17) *Smelt v. Cnty. of Orange*, 374 F. Supp. 2d 861 (C. D. Cal. 2005); *In re Kandu*, 315 B. R. 123 (Bankr. W. D. Wash. 2004).

18) 宍戸常寿「合衆国最高裁の同性婚判決について」法学教室 396 号（2013 年）161 頁。

19) Erwin Chemerinsky, *The Court Affects Each of Us: The Supreme Court Term in Review*, 16 GREEN BAG 2D 361, 373-74 (2013).

20) 961 F. Supp. 2d 1181 (D. Utah 2013).

3-2 同性婚と婚姻の権利

次に、本判決の特徴として挙げられるのは、婚姻の権利を基本的権利として承認しつつも、そこに同性愛者の婚姻の権利が含まれないとしたということである。確かに、これまで連邦最高裁は、婚姻の権利が修正 14 条のもとで保護されるとしてきた。例えば、*Maynard v. Hill*²¹⁾では、疑いもなく修正 14 条の保護される自由の中には家庭を形成し子どもを作るという婚姻の権利を含んでおり、*Griswold v. Connecticut*²²⁾では婚姻は人生において最も重要な関係であるとし、*Loving v. Virginia*²³⁾では婚姻の権利は自由な人間の行う秩序だった幸福追求にとり重要な個人の権利であるとされ、*Zablocki v. Redhail*²⁴⁾では婚姻の権利は基本的権利であり、しかもそれは全ての個人にとり重要であるとされ、さらに、*Lawrence v. Texas*²⁵⁾では、修正 14 条に規定される自由には結婚、生殖、避妊、家族関係の形成に関わる自由が含まれるとされている。また、従来から学説も婚姻の権利に同性婚の権利が含まれるかどうかを議論してきた²⁶⁾この点について、従来の学説は同性婚の禁止について、婚姻の伝統的な定義の維持²⁷⁾それに伴う家族の役割、生殖の維持²⁸⁾憲法それ自体が同性婚を否定していること²⁹⁾により正当化され、裁判所も当初はこうした考えを是認してきた³⁰⁾(そもそも、裁判所は独自に婚姻に関する定義を行うことは不可能であるとされてきた)³¹⁾

21) 125 U. S. 190, 205 (1888).

22) 381 U. S. 479, 486 (1965).

23) 388 U. S. 1, 12 (1967).

24) 434 U. S. 374, 384 (1978).

25) 539 U. S. 558 (2003).

26) R. A. Lenhardt, *Beyond Analogy : Perez v. Sharp, Antimiscegenation Law, and the Fight for Same-Sex Marriage*, 96 CAL. L. REV. 839 (2008).

27) Sylvia Law, *Homosexuality and the Social Meaning of Gender*, 1988 WIS. L. REV. 187, 197.

28) Lenore Weitzman, *Legal Regulation of Marriage : Tradition and Change*, 62 CALIF. L. REV. 1169, 1242-45 (1974).

29) Andrew H. Friedman, *Same-Sex Marriage and the Right to Privacy : Abandoning Scriptural, Canonical, and Natural Law Based Definitions of Marriage*, 35 HOW. L. J. 173, 214 (1992).

30) Ruth Butterfield Isaacson, Comment, "Teachable Moments": *The Use of Child-Centered Arguments in the Same-Sex Marriage Debate*, 98 CAL. L. REV. 121, 131 (2010).

しかし、近年、同性愛者の権利保護を主張する社会運動の進展を背景にして³²⁾ こうした伝統的な見解について疑義が示されている。婚姻の伝統的定義自体が固定的なものではなく、また、婚姻は発展的の制度であり、時代とともに変化するものであるとされている³³⁾。そのために、婚姻の歴史や出産・育児といった事柄は婚姻にとり重要な要素ではないとされている³⁴⁾。こうした社会情勢の変化、あるいは、社会のコンセンサス³⁵⁾は同性婚を承認する際に重要な論拠になるとされている³⁶⁾。また、婚姻の権利を従来の家族がとった制度では、個人的側面を重視する見解が有力になっている³⁷⁾。学説は、婚姻の権利の性質について、婚姻の権利には性別に関わりなく全ての人に対して保障されるものであるという³⁸⁾（つまり、同性のカップルにとっても婚姻の権利は基本的権利なのである）³⁹⁾。そのために、婚姻の平等性という観点からは、同性婚に対しても平等の承認、政府の保護の必要性が主張され⁴⁰⁾、性に着目し同性婚を否定する正当化事由に対して⁴¹⁾、疑義を指摘する見解が有力となっている⁴²⁾。さらに、学説は、従来

31) Carlos A. Ball, *The Blurring of the Lines: Children and Bans on Interracial Unions and Same-Sex Marriages*, 76 *FORDHAM L. REV.* 2733, 2751 (2008).

32) William N. Eskridge, Jr., *Lawrence's Jurisprudence of Tolerance: Judicial Review to Lower the Stakes of Identity Politics*, 88 *MINN. L. REV.* 1021, 1032 (2004).

33) Sherman Rogers, *The Constitutionality of the Defense of Marriage Act and State Bans on Same-Sex Marriage: Why They Won't Survive*, 125 *HOWARD L. J.* 137, 173 (2010).

34) Deason, Claire, *An Argument for Same Sex Marriage* (2006). *Political Science Honors Projects*. Paper 3.

35) Daniel Conkle, *Three Theories of Substantive Due Process*, 85 *N. C. L. REV.* 63, 128 (2006).

36) Michael J. Kanotz, *For Better or for Worse: A Critical Analysis of Florida's Defense of Marriage Act*, 25 *FLA. ST. U. L. REV.* 439, 439 (1998).

37) Vivian Hamilton, *Mistaking Marriage for Social Policy*, 11 *VA. J. SOC. POL'Y & L.* 307, 323 (2004).

38) Mark Strasser, *DOMA and the Constitution*, 58 *DRAKE L. REV.* 1011, 1024 (2010).

39) John Niblock, *Comment Anti-Gay Initiatives: A Call For Heightened Judicial Scrutiny*, 41 *UCLA L. REV.* 153 (1993).

40) Nelson Tebbe & Deborah Widiss, *Equal Access and the Right to Marry*, 158 *U. PA. L. REV.* 1375, 1375 (2010).

41) Law, *supra* note 27, at 196.

42) Edward Stein, *The "Accidental Procreation" Argument for Withholding Legal Recognition for Same-Sex Relationships*, 84 *CHI.-KENT L. REV.* 403, 435 (2009).

の判例も同性婚を否定していないという⁴³⁾ Lawrence 判決では、結婚していない人にも親密な自由の保護は及ぶとしており、同性婚の権利は修正 14 条が保障する自由に含まれることを示唆している⁴⁴⁾

さらに、近年の学説は、婚姻の権利に同性婚が含まれるか否かということに加えて、同性婚を可能とする制度の形成を州に対して要求する積極的な側面を有しているか否かに焦点を当てている⁴⁵⁾ 婚姻するということは、公的承認、婚姻許可証、挙式を行うことを要求することでもある⁴⁶⁾ その意味で、婚姻の権利は制度設計の在り方に関わるものであると理解されているのである⁴⁷⁾ そのため、婚姻の権利を実効的に保障するためには婚姻の権利の積極的側面に着目することが必要となる⁴⁸⁾

いずれにせよ、同性のカップルにとっても、異性のカップルと同様に婚姻の権利が基本的権利であることに変わりはなく⁴⁹⁾ 婚姻の権利に関する判例は婚姻を望む本人たちの希望を重視している以上、同性婚を否定する法律は同性のカップルにとり婚姻の権利の侵害となる⁵⁰⁾ また、Windsor 判決以降、同性婚を完全に否定することは困難になっており⁵¹⁾ 同性のカップルに特別の負担を課すことは許容されないということになる⁵²⁾ しかも、同性婚を許容しないことは同性のカップルにより養育されている子どもの自尊に対しても害悪を及ぼすこと

43) David Orgon Coolidge, *Playing the Loving Card: Same-Sex Marriage and the Politics of Analogy*, 12 BYU J. PUB. L. 201 (1998).

44) Roger Severino, *Or for Poorer? How Same-sex Marriage Threatens Religious Liberty* 30 HARV. J. L. & PUB. POL'Y. 939, 956-57 (2007).

45) Carlos Ball, *The Positive in the Fundamental Right to Marry: Same-Sex Marriage in the Aftermath of Lawrence v. Texas*, 88 MINN. L. REV. 1184, 1187 (2004).

46) NANCY COTT, *PUBLIC VOWS: A HISTORY OF MARRIAGE AND THE NATION* 1-2 (2000).

47) Cass Sunstein, *The Right To Marry*, 26 CARDOZO L. REV. 2081, 2094 (2005).

48) Steve Sanders, *The Constitutional Right to (Keep Your) Same-Sex Marriage*, 110 MICH. L. REV. 1421, 1447 (2012).

49) Severino *supra* note 44, 956-57 (2007).

50) Note, *Litigating the Defense of Marriage Act: The Next Battleground for Same-Sex Marriage*, 117 HARV. L. REV. 2684, 2692 (2004).

51) 松尾陽「文化戦争と反ソドミー法違憲判決」大沢秀介・大林啓吾編『アメリカ憲法判例の物語』（成文堂、2014年）228頁。

になる⁵³⁾また、婚姻の権利の積極的側面との関連でいえば、同性婚の権利を承認しないことは、同性愛に対する社会の誤った恐れを確認し、同性愛者の婚姻の権利を制限することで、こうした社会における同性愛者の恐れを静めることにあるとされている⁵⁴⁾同性婚の権利の制限の理由には同性愛、同性婚に対する偏見が問題となっている⁵⁵⁾当然のことながら、こうした偏見による婚姻の権利の制限は憲法上許容されないであろう⁵⁶⁾さらに、学説は、踏み込んで修正14条は同性のカップルにも婚姻の許可を与えるものであるという⁵⁷⁾普遍の人間性の承認という観点からすれば、性的志向に関わりなく、婚姻当事者は幸福追求を行うことができ、同性のカップルも異性のカップルと同様に政府の利益、婚姻の承認が付与されるという⁵⁸⁾

3-3 同性婚の否定と平等保護

最後に、平等保護についてである。同性婚の否定は自由の制限であると同時に平等保護との関連においても問題となる⁵⁹⁾平等保護の解釈について、人種差別をはじめとして「疑わしい区分」には厳格審査が及び、これ以外の区分については、法律の目的と手段の合理的関連性の審査が要求されるということ

52) Samuel A. Marcossan, *The Lesson of the Same-Sex Marriage Trial: The Importance of Pushing Opponents of Lesbian and Gay Rights to Their "Second Line of Defense"*, 35 U. LOUISVILLE J. FAM. L. 721, 728 (1997).

53) Nancy Polikoff, *For the Sake of All Children: Opponents and Supporters of Same-Sex Marriage Both Miss the Mark*, 8 N. Y. CITY L. REV. 573 (2005).

54) Barbara Robb, *The Constitutionality of the Defense of Marriage Act in the Wake of Romer v. Evans*, 32 NEW ENG. L. REV. 263, 339-341 (1997).

55) Charles Butler, *The Defense of Marriage Act: Congress's Use of Narrative in the Debate Over Same-Sex Marriage*, 73 N. Y. U. L. REV. 841, 845 (1998).

56) Croyle Jennie, *Perry v. Schwarzenegger, Proposition 8, and the Fight for Same-Sex Marriage*, 19 AM. U. J. GENDER SOC. POL'Y & L. 425, 432-435 (2011).

57) Daniel Dunson, *A Right to a Word? The Interplay of Equal Protection and Freedom of Thought in the Move to Gender-Blind Marriage*, 5 ALB. GOVT. L. REV. 552, 555 (2012).

58) *Id.* at 558.

59) Cass Sunstein, *Sexual Orientation and the Constitution: A Note on the Relationship Between Due Process and Equal Protection*, 55 U. CHI. L. REV. 1161, 1163-74 (1988).

は、判例・学説とも一致している⁶⁰⁾ 従来、同性婚の否定は、伝統的な男女間の婚姻の維持⁶¹⁾ 性が生物学要素であること⁶²⁾ を理由に平等保護に反するものではないとされてきた。しかし、同性婚の否定が疑わしい区分に該当することが示された *Baehr v. Lewin*⁶³⁾ 以降、同性愛や同性婚の否定と平等保護との関係について⁶⁴⁾ それが性差別に該当するの⁶⁵⁾ あるいは、性的志向に基づく差別に対しては厳格審査が適用されるの⁶⁶⁾ かが議論されることになる⁶⁶⁾ 下級審において、*Lawrence* 判決が機縁となつて⁶⁷⁾ 下級審においては同性のカップルに対する差別に対して厳格審査を適用する姿勢を見せている⁶⁸⁾ そして、学説も、同性婚の否定は性差別と同様に⁶⁹⁾ 性的なステレオタイプに基づく性差別であり⁷⁰⁾ 同性愛者に対してスティグマを付与し⁷¹⁾ さらに彼らを二級市民として扱うものであるため⁷²⁾ 平等保護に反すると指摘している⁷³⁾ そして、こうした考えが近年に

60) KATHLEEN SULLIVAN & GERALD GUNTHER, *CONSTITUTIONAL LAW* 500-501 (17th ed. 2010).

61) Susan Frelich Appleton, *Same-Sex Couples : Defining Marriage in the Twenty-First Century : Missing in Action ? Searching for Gender Talk in the Same-Sex Marriage Debate*, 16 *STAN. L. & POL'Y. REV.* 97, 110-16 (2005).

62) Mary Anne Case, *Disaggregating Gender from Sex and Sexual Orientation- The Effeminate Man in the Law and Feminist Jurisprudence*, 105 *YALE L. J.* 1 (1995).

63) 852 P.2d 44 (Haw. 1993).

64) Sunstein, *supra* note 47, at 2083-83.

65) Jamal Greene, *Divorcing Marriage from Procreation*, 114 *YALE L. J.* 1989 (2005).

66) Deborah A. Widiss, Elizabeth L. Rosenblatt & Douglas NeJaime, *Exposing Sex Stereotypes in Recent Same-Sex Marriage Jurisprudence*, 30 *HARV. J. L. & GENDER* 461 (2007).

67) Matthew Coles, *Same-Sex Couples : Defining Marriage in the Twenty-First Century : Lawrence v. Texas & the Refinement of Substantive Due Process*, 16 *STAN. L. & POL'Y REV.* 23, 26 (2005).

68) Recent Case, *State Constitutional Law - California Supreme Court Declares Prohibition of Same-Sex Marriages Unconstitutional* - In re Marriage Cases, 183 P.3d 384 (Cal. 2008), 122 *HARV. L. REV.* 1557, 1559 (2009).

69) William N. Eskridge, Jr., *Multivocal Prejudices and Homo Equity*, 74 *IND. L. J.* 1085, 1110 (1999).

70) Andrew Koppelman, *The Miscegenation Analogy : Sodomy Law as Sex Discrimination*, 98 *YALE L. J.* 145 (1988).

71) Andrew Koppelman, *Romer v. Evans and Invidious Intent*, 6 *WM. & MARY BILL RTS. J.* 89, 129 (1997).

72) Rogers, *supra* note 33, at 137.

において有力になっている。⁷⁴⁾

この点、法廷意見は明示こそしていないが同性愛に基づく区分が疑わしい区分あるいは性的志向に基づく区分であり、厳格審査を適用することを否定する。法廷意見は、平等審査との関係において、合理性の審査を適用して、州法が合憲であるとする。その理由として、まず、婚姻を定義する権限は州にあることが認められているということを挙げる。確かに、一部の州では婚姻の定義に同性婚を含めているが、そのことにより、同性婚を認めないことが憲法に違反するという事ではないことになる。次に、州に婚姻を定義する権限がある以上、我々の社会が同性婚を許容し規範が変化することを州はそれを待ち観察する必要があるという。これに対して、反対意見は、婚姻の定義から同性のカップルを排除することは人間の生物的事実に基づき合理的であるとするのは誤りであるとする。

しかし、本件において、平等保護との関連において問題となるのは、審査のレベルのみならず、区分事由における敵意の有無である（敵意については、法廷意見も言及している）。連邦最高裁は、性的志向に基づく区分を疑わしい区分として扱うことを明確に否定しているが⁷⁵⁾区分事由における敵意の有無を重視しているとされている。⁷⁶⁾法廷意見は敵意に言及しつつも、州法が敵意に基づくものではないと認定する。その理由として、法廷意見は議会のメンバーの動機を評価することが困難である、州における全ての有権者の動機を審査することは裁判所にとって負担となることを挙げる。こうした点は、学説においても指摘されているところである。⁷⁷⁾しかし、敵意の有無の審査は、一般的には、有

73) Appleton, *supra* note 61, at 124-26.

74) Edward Stein, *Evaluating the Sex Discrimination Argument for Lesbian and Gay Rights*, 49 UCLA L. REV. 471 (2001).

75) Eric Berger, *Lawrence's Stealth Constitutionalism and Same-Sex Marriage Litigation*, 21 WM. & MARY BILL RTS. J., 765, 782 (2013).

76) Susannah Pollvogt, *Forgetting Romer*, 65 STAN. L. REV. ONLINE 86 (2013).

77) Note, *Developments in the Law — Equal Protection*, 82 HARV. L. REV. 1065, 1102-03 (1969).

権者あるいは議員の動機を検索するというものではない⁷⁸⁾ 敵意を認定する場合、最も容易なケースは、法律の制定過程に着目し敵意を認定する場合である。例えば、立法の担当者の発言に依拠し、当該法律が敵意を認定することが可能であるような場合である。本判決が引用する *Cleburne* 判決⁷⁹⁾ では、有権者の動機ではなく法律の構造という客観的な証拠を手がかりにしている⁸⁰⁾

そして、それは同性愛者に対する保護を禁止する州憲法の合憲性が問題となったのは *Romer v. Evans*⁸¹⁾ も同様である⁸²⁾ 修正 2 条が同性愛者から救済の機会を剥奪し、特別の負担を課していることから、法律の目的と手段に合理的関連性はなくそれが敵意に基づくものであることを認定している⁸³⁾ このように、敵意を認定するに際しては、立法者の主観的な意図のみならず、法律の構造とこのような法律の客観的側面に着目することも必要となるのである⁸⁴⁾ また、*Windsor* も同様に、*DOMA* は、性的志向に基づき⁸⁵⁾ また、特定集団を差別し利益を剥奪しているとする⁸⁶⁾ (*DOMA* の制定史、および、文言からしても、敵意や偏見は明らかであるとされている)⁸⁷⁾ こうした観点から、本件で問題となっている州法は、*Windsor* 判決において問題となった *DOMA* や *Romer* 判決と同じように、単に同性婚を承認しないということだけではなく⁸⁸⁾ 同性のカップルから権利・利益を剥奪するという構造になっており⁸⁹⁾ 実際、本件において原告

78) Susannah Pollvogt, *Unconstitutional Animus*, 81 *FORDHAM L. REV.* 887, 927 (2012).

79) 473 U. S. 432 (1985).

80) Pollvogt, *supra* note 78, at 927-28.

81) 517 U. S. 620 (1996).

82) Kenneth L. Karst, *Justice O'Connor and the Substance of Equal Citizenship*, 55 *SUP. CT. REV.* 357, 438 (2003).

83) Cass Sunstein, *Foreward: Leaving Things Undecided*, 110 *HARV. L. REV.* 4, 79 (1996).

84) Elena Kagan, *Private Speech, Public Purpose: The Role of Governmental Motive in First Amendment Doctrine*, 63 *U. CHI. L. REV.* 413, 451-53 (1996).

85) Strasser, *supra* note 38, at 1035.

86) Rogers, *supra* note 33, at 137.

87) Note, *Litigating the Defense of Marriage Act: The Next Battleground for Same-Sex Marriage*, 117 *HARV. L. REV.* 2684, 2700 (2004).

88) Andrew Koppelman, *DOMA, Romer, and Rationality*, 58 *DRAKE L. REV.* 15 (2010).

89) Rogers, *supra* note 33 at 161.

は州法のもとで養子縁組が否定されている。そうした点に着目すれば、審査基準とは関係なく⁹⁰⁾ 本件においても同性婚に対する敵意を認定することは可能であるように思われる⁹¹⁾ そうすると、本件で問題となっている州法は平等保護に反するということになる⁹²⁾ さらに、州法の動機との関係でいえば、州法の制定を指導した団体あるいは人物は制定過程において（例えば、州法を主導した Michigan 州のカトリック教会は同性愛・同性婚を悪であると表明している）、同性のカップルに対するあからさまの敵意や偏見を見出すことも可能である⁹³⁾ その意味では、本件の場合、立法者の発言のような直接的証拠に依拠し、敵意を特定することは可能であるように思われる⁹⁴⁾

4 むすびーそして、Obergefell v. Hodges へ

以上検討してきたように、本判決の理由づけには首肯できない点が多々ある。一方で、本判決はアメリカの法システムの発展について言及し、アメリカにおいて婚姻の定義が変化しつつあるものの、そこにコンセンサスは形成されていないとし、社会における婚姻をめぐる変化を静観する州の姿勢を肯定している。そのことが合憲の要因となっている。確かに、Windsor 判決は州において同性婚の容認を認めたわけではないが⁹⁵⁾ 同性のカップルに対しても異性の

90) Eric Berger, *Lawrence's Stealth Constitutionalism and Same-Sex Marriage Litigation*, 21 WM. & MARY BILL RTS. J., 765, 782 (2013).

91) Andrew Koppelman, *Why Discrimination Against Lesbians and Gay Men Is Sex Discrimination*, 69 N. Y. U. L. REV. 197, 219 (1994).

92) John Neal, *Striking Batson Gold at the End of the Rainbow: Revisiting Batson v. Kentucky and Its Progeny in Light of Romer v. Evans and Lawrence v. Texas*, 91 IOWA. L. REV. 1091, 1113-1114 (2005).

93) Brief of Michigan Law Professors. et al. as Amici Curiae in Support of Plaintiffs at 32, *DeBoer v. Snyder*, 973 F. Supp. 2d 757 (ED. Mich. 2014) (No. 2-10285).

94) Paul Brest, *Palmer v. Thompson: An Approach to the Problem of Unconstitutional Legislative Motive*, 1971 SUP. CT. REV. 95, 122-24.

95) 中曾久雄「アメリカにおける同性愛、同性婚に関わる憲法上の問題の考察」愛媛法学会雑誌第41巻第3・4合併号（2015年）133頁。

カップルと同様の法的保護を要求する Windsor 判決の趣旨からすれば、同性婚を認めない州は同性婚を許容せざるをえなくなったと指摘されている⁹⁶⁾(その意味で、Windsor 判決は同性婚を否定する州法は違憲となる方向性が示されたといわれている)⁹⁷⁾。他方で、Hollingsworth v. Perry⁹⁸⁾においては連邦憲法3条の事件および争訟性に該当するかどうかについての判断に終始し、本案判断の審理が回避されている。これは、Windsor 判決における多数派を形成した裁判官が中絶の事例において生じたバックラッシュを危惧し州に同性婚の承認を強制することを回避したかったからであるとされている⁹⁹⁾。さらに、近年、同性婚を承認している州は増加しているものの、果たしてアメリカ社会において同性婚を承認するコンセンサスが形成されているかどうかは未だに不透明である¹⁰⁰⁾。そのために、同性婚の承認は、裁判所ではなく、¹⁰¹⁾あくまで政治プロセスで判断すべきとする本判決の姿勢は基本的に首肯できる¹⁰²⁾。もっとも、そのことと同性のカップルが被っている多様な不利益の問題は別次元の問題であり、¹⁰³⁾この点は、Windsor 判決に即して厳格な姿勢で臨むべきであったように思われる。

なお、その後、原告らは、連邦最高裁に上告し、連邦最高裁は上告を受理した。そして、Obergefell v. Hodges¹⁰⁴⁾(なお、連邦最高裁では Ohio 州の事案に併合された)では、同性婚を否定する州法が違憲とされた。Kennedy 裁判官の法廷意見は、婚姻の権利の保障が同性のカップルにも及び、修正14条は同性の

96) Michael Klarman, *Windsor and Brown: Marriage Equality and Racial Equality*, 27 HARV. L. REV. 127, 158-59 (2013).

97) 根本猛「同性婚をめぐる合衆国最高裁判所の2判決」法政研究18巻3・4号(2014年)187頁。

98) 133 S. Ct. 2652 (2013).

99) Klarman, *supra* note 96, at 146.

100) Dunson, *supra* note 57, at 558.

101) Calvin Massey, *Public Opinion, Cultural Change, and Constitutional Adjudication*, 61 HASTINGS L. J. 1437, 1437, 1451 (2010).

102) 羽瀨雅裕『親密な人間関係と憲法』(帝塚山大学出版会, 2012年)109頁。

103) Butler, *supra* note 55, at 835.

104) 576 U. S. ___ (2015).

カップルの婚姻の承認を州に対して要求するものであることを明確に認めた。¹⁰⁵⁾

105) 本判決の検討については、別稿を予定している。中曾久雄「同性婚の権利と連邦憲法(1)(2)」愛媛大学法学会雑誌第42巻第2号・第42巻第3＝4号。